様式第１号

令和　　　年　　　月　　　日

南相馬市長　様

（貸　主）

申請者(借主)　住　所　南相馬市　　　　区

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号（固定電話）

（携帯電話）

　南相馬市が所有する電気柵（ワイヤーメッシュ柵）及び関係資材について、下記により貸与くださいますよう申込みします。

１　貸与を希望する電気柵等（詳細は裏面記載のとおり）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | ２ | ３ | ４ | ５ |
| 電気柵本体（共通） | 資　材（イノシシ用） | 資　材（ｲﾉｼｼ兼ｻﾙ用） | 電気柵設置（１ｈａ以上） | ワイヤーメッシュ柵 |

※貸与を必要とする資材の番号に○をつけてください。

２　電気柵等の設置場所

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置ほ場所在地 | 地　目 | 面積（㎡） | 延長距離（ｍ） | 作付品目 | 出荷(予定)先 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※　申込みの際に、農作物を出荷・販売することが確認できるものをご用意ください。

３　貸与を受ける期間　　貸与を受けた日から５年間（ワイヤーメッシュ柵は１４年間）とする。また、貸与期間中において契約を解除するときは、解除する日の１ヶ月前までに書面により借主へと通知する。

４　貸付額　　貸付額は、無償とする。

５　貸与を受ける電気柵等の管理　　貸与を受ける資材等は、当該電気柵の設置に関すること以外には使用しない。

　　　借主は、電気柵等を安全に管理し、損傷又は亡失（自然災害によるものを含む）が生じたときは、「有害鳥獣防除用電気柵（損傷・亡失）報告書（様式第４号）」より市長に報告し、借受したものと同等の物を購入しなければならない。

貸与期間が満了した時は契約が終了し、満了の日の翌日をもって、電気柵等は借主に帰属する。

６　その他　　その他貸与について、疑義が発生したときは双方協議の上決定する。

――※以下の欄は記入しないでください。―――――――――――――――――――――

令和　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　様

上記申込内容及び貸付条件のとおり、貸与を決定いたします。

　　　　　南相馬市長　門馬　和夫　　印

１　電気柵等は、下記のとおりとする。

